

日 医 発 第 33 号 （ 保 15 ）
令 和 3 年 4 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
中 川 俊 男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件（E3（新項目））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 3 年 4 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 6 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令 3. 3. 31 保医発 0331 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0331 第 4 号
令和 3 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 9 に次を加える。

（24） 組織因子経路インヒビター 2（TFPI 2）

ア 組織因子経路インヒビター 2（TFPI 2）は、区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「23」CA 602 の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、EIA 法により測定した場合に算定できる。

ウ 本検査は、区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの注 1 及び注 2 の規定に準ずる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0～D 0 0 8 (略) D 0 0 9 腫瘍マーカー (1)～(23) (略) <u>(24) 組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)</u> <u>ア 組織因子経路インヒビター2 (TFPI2) は、区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの「23」C A 602 の所定点数を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、E I A法により測定した場合に算定できる。</u> <u>ウ 本検査は、区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0～D 0 0 8 (略) D 0 0 9 腫瘍マーカー (1)～(23) (略) (新設)

新たに保険適用が認められた検査

令和3年3月31日 保医発 0331 第4号（令和3年4月1日適用）

No.1

測定項目	組織因子経路インヒビター2（TFPI2）
販売名	Eテスト「TOSOH」Ⅱ（TFPI2）
区分	E3（新項目）
測定方法	EIA 法
主な測定目的	血清中の TFPI2 の測定（卵巣癌の診断の補助）
点数	D009 腫瘍マーカー 23 CA602 190点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D009 腫瘍マーカー (1)～(23) (略) <u>(24) 組織因子経路インヒビター2（TFPI2）</u> <u>ア 組織因子経路インヒビター2（TFPI2）は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「23」CA602の所定点数を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。</u> <u>ウ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。</u>

（日本医師会医療保険課）